

# 各種減免

- おむつ代の医療費控除
- 介護サービスの医療費控除
- 所得税の障害者控除
- 市民税の障害者控除
- 粗大ごみ処理手数料の減免
- ごみの持ち出し収集
- 水道料金・下水道料金の減免

## おむつ代の医療費控除



傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合で、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代で一定のもの。

### ●申告に必要な書類●

- ①対象となるおむつ代の支出を証する領収書等
- ②医師が発行した「おむつ使用証明書」

この医療費控除を受けることが2年目以降で、要介護認定を受け一定の条件を満たしている方は、福祉保健センター高齢・障害支援課より「確認書」を交付されることで、おむつ使用証明書の代わりに出来ます。確認書の交付については事前にお問合せください。おむつ使用証明書の書式は、区役所税務課、高齢・障害支援課にあります。詳しくは国税庁HP (<http://www.nta.go.jp/>) を参照していただくか下記までお問い合わせください。



緑税務署 ☎972-7771  
福祉保健センター高齢・障害支援課  
介護保険担当 ☎978-2479  
高齢・障害事務係 ☎978-2445

## 介護サービスの医療費控除

■本人及び生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費（保険金などで補填される金額を差し引きます。）が、1年間に10万円または所得金額の5%（どちらか少ない額）を超える場合、確定申告により医療費控除として所得から差し引くことができます。介護保険で利用している介護にかかる自己負担額についても医療費控除の対象として認められるものがあります。

### ●対象となるサービス●

- ① 医療系のサービス  
（訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーション・短期入所療養介護）
- ② ①のサービスと併用して利用する在宅介護サービス  
（訪問介護の一部・訪問入浴介護・通所介護・短期入所生活介護）
- ③ 施設サービスの対価についての取扱い  
イ. 指定介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の1/2相当額  
ロ. 介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設施設サービスの対価（介護費、食費）  
※いずれも介護予防サービスを含みます。

### ●申告方法●

申告にあたっては領収書が必要となります。医療費控除の対象となる条件等はサービス利用状況等に応じて細かく規定されています。詳しくは国税庁HP (<http://www.nta.go.jp/>) を参照していただくか、下記の税務署にお問い合わせください。



緑税務署  
☎972-7771

## 所得税の障害者控除

■ 納税者本人及び控除対象配偶者または扶養親族が障害者であるときは、所得税の障害者控除の適用の対象となります。なお、年齢 65 歳以上で、以下の表の①～⑤いずれかに該当し、福祉保健センター長が認定「障害者控除対象者認定書」が発行された方は障害者控除の対象となります。

区分	対 象	控除額
障害者	① 身体障害者 (3～6 級) に準ずる方	所得金額から 27 万円
	② 知的障害者 (軽度・中度) に準ずる方	
特別障害者	③ 身体障害者 (1～2 級) に準ずる方	所得金額から 40 万円
	④ 知的障害者 (重度) に準ずる方	
	⑤ 6 か月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障がある方	

※ 控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、納税者又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている場合の控除額は 75 万円です。

詳しくは国税庁 HP (<http://www.nta.go.jp/>) を参照していただくか、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

- 問** ● 申告窓口 ●  
 緑税務署 ☎ 972-7771  
 (ただし、所得税を給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当係)
- 認定について ●  
 福祉保健センター高齡・障害支援課  
 高齡・障害事務係  
 ☎ 978-2445

## 市民税の障害者控除

■ 市民税・県民税の納税義務者本人または、納税義務者の控除対象配偶者、扶養親族が、年齢 65 歳以上で、以下の表の①～⑤いずれかに該当し、福祉保健センター長が認定「障害者控除対象者認定書」が発行された方は、市民税・県民税の障害者控除の対象となります。

区分	対 象	控除額
障害者	① 身体障害者 (3～6 級) に準ずる方	所得金額から 26 万円
	② 知的障害者 (軽度・中度) に準ずる方	
特別障害者	③ 身体障害者 (1～2 級) に準ずる方	所得金額から 30 万円
	④ 知的障害者 (重度) に準ずる方	
	⑤ 6 か月程度以上寝たきりで、食事・排泄等の日常生活に支障がある方	

※ 控除対象となる配偶者や扶養家族が、同居特別障害者の場合は、53 万円が控除されます。詳しくは区役所へお問い合わせください。

- 問** ● 申告窓口 ●  
 青葉区役所税務課市民税担当  
 ☎ 978-2241～2243  
 (ただし、市民税・県民税を給与から源泉徴収されている場合は、年末調整の時期に勤務先の給与担当係へ。)
- 認定について ●  
 福祉保健センター高齡・障害支援課  
 高齡・障害事務係  
 ☎ 978-2445

## 粗大ごみ処理手数料の減免



次のいずれかに該当する場合

- ① 1・2級の身体障害者手帳を持っている方がいる世帯
- ② A1・A2の愛の手帳（療育手帳）を持っている方がいる世帯
- ③ 3級の身体障害者手帳を持っていてB1の愛の手帳（療育手帳）を持っている方がいる世帯
- ④ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方がいる世帯
- ⑤ 要介護認定（要介護4・5）を受けている65歳以上がいる世帯
- ⑥ 粗大ごみを自己搬出することが困難なひとり暮らしの70歳以上の方
- ⑦ 生活保護世帯
- ⑧ 特定中国残留邦人世帯
- ⑨ 福祉医療証の交付を受けているひとり親世帯



年間4個（4月～翌年3月まで）まで粗大ごみの処理手数料を免除します。



粗大ごみ受付センター

☎ 0570-200-530

携帯・IP電話 045-330-3953

※粗大ごみの申込みの際に減免の対象であることを申し出てください。このとき手帳番号等を確認させていただきます。



資源循環局青葉事務所 ☎ 975-0025

## ごみの持ち出し収集



次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所（粗大ごみは指定場所）まで持ち出すことができないひとり暮らしの方。なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者や年少者などで、家庭ごみを集積場所（粗大ごみは指定場所）まで持ち出す事ができない場合は、対象となります。

- ① 身体障害者手帳を交付されている方
- ② 愛の手帳（療育手帳）を交付されている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳を交付されている方
- ④ 介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方
- ⑤ ごみを持ち出すことが困難な65歳以上の方
- ⑥ 妊婦やけがをしている方などで、事務所長が認めた方（粗大ごみのみ）



対象者宅の敷地内や玄関先から、直接ごみを収集します。粗大ごみは敷地内、または屋内まで入り収集します。

※お申し込みの際は市職員・介護者・対象者で面談を行い、必要な情報などを確認させていただきます。

※一定期間ごみが排出されていない場合等に、安否確認のため、インターホン等で声をかけさせていただくことがあります。



資源循環局青葉事務所 ☎ 975-0025

## 水道料金・下水道料金の減免



在宅でいずれかの方がいる世帯。

- ① 1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 知能指数35以下の方
- ③ 1級の精神障害者手帳をお持ちの方
- ④ 重複障害者の方（身障3級、知能指数75以下、精神障害2級のうち2つ以上に該当する方。2人で要件を満たす場合も含まれます。）
- ⑤ 要介護4または5の方



水道料金基本料金相当額（2か月あたり1,738円）及び下水道使用料基本額相当額（2か月あたり1,386円）が減免されます。



水道局お客様サービスセンター

☎ 847-6262